

令和7年度 第13回市政懇談会 事前要望等回答一覧(持田地区)

No.	意見・要望等	所管課	回答
1	<p>【要望書について】 生活道路等の整備に関する事業評価等結果通知書の中に留意事項で、Aランク及びBランク事業化されるまでの間、10年間に限り毎年度再評価等を行いますと記載されているが、10年間経過すると要望書を再度提出しなければならないのか。</p>	道路治水課	<p>ご提出いただきました要望書は、『行田市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱』に基づき評価を行っております。現場状況、事業効果、事業の実現性、地域性について評価を行い、A、B、C、Dのランク付けをし、Aランクから優先的に事業化に着手します。評価から着手に至らず10年が経過した要望につきましては、沿線住宅の増加や沿線住民の方の整備同意など状況が変化している場合があることから、再度要望書を提出いただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>【道路の穴について】 補修していただいたが、補修後、雨が降ると穴が空き、再々補修となり、アスファルトの欠片が道路脇に散乱している。補修後に片づけてほしい。</p>	道路治水課	<p>道路の穴埋めにつきましては、業者委託による道路パトロールや市民の皆様からの通報等により職員が補修を行っております。 補修の際、周辺のアスファルトの欠片は、片づけるようにしておりますが、今後とも引き続き、補修後の片づけを徹底するよう、業者や職員に改めて周知してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
3	<p>市民の憩いの場としてごみ処理施設の近くにパークゴルフ場などどうか。</p> <p>ごみ焼却時に発生する熱は通常は無駄になるが、温水プールに利用することで、エネルギーの浪費を抑え、環境負荷を軽減できる。また、温水プールを設置することで、地域住民の健康増進やレクリエーションの場を提供し、地域貢献に繋がる。</p> <p>ごみ処理施設と温水プールの組み合わせは、環境問題やリサイクルへの関心を高めるきっかけとなり、環境教育の場としても利用できる。</p>	環境課	<p>本市では、現在、羽生市と共同で新たなごみ処理施設を整備するため、行田羽生資源環境組合を設立し令和10年4月1日からの施設の稼働に向け事業を進めています。</p> <p>新たなごみ処理施設の整備は、大きな財政負担を伴う事業であることから、構成市民の皆様の負担軽減を図るため、施設整備の方針の柱として経済性に配慮した施設となるよう定めております。そのため、ごみの焼却により発生する熱については、基本的に発電用として活用し、生み出された電気は場内施設で活用した後、残りについては売電する計画としております。温水プール等の余熱利用施設を整備する予定は現在のところございませんが、ごみ処理施設内での余熱の有効利用を考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>
4	<p>【空き地の雑草（葎）の処理について】</p> <p>木村会計事務所東側角地の雑草（葎）が背丈以上に伸びている状態で、角地で交通危険や防災上危険なため、早急な処置をお願いしたい。6月12日に道路治水課と農政課に依頼済みだが、まだ未処置である。</p>	道路治水課 農政課	<p>当該箇所の道路の除草については、7月18日に完了いたしました。</p> <p>なお、道路除草については、市民の皆様からの通報や道路パトロール等により、現地を確認し、必要に応じて業者に委託しておりますが、道路や水路に雑草が繁茂する時期は、毎年、市民の皆様から多くの除草要望が集中するため、除草作業を実施するまでに不測の日数を要しております。</p> <p>今後も、快適な生活環境と安全確保のため、地先管理等、皆様のご協力をいただきながら、適正な維持管理に努めてまいります。</p> <p>また、当該農地につきましては、6月17日付けで農地の雑草管理を依頼する通知を送付いたしました。今後も、継続して適切に管理いただくよう働きかけてまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
5	<p>【交通危険個所の要望（乗用車のすれ違いができない状態とすれ違いが危険）】</p> <p>①木村会計事務所東方向の道路が路肩整備未処理で片側通行の状態</p> <p>②城西ポンプ場東方向の道路の路肩整備未処理で片側通行状態</p>	道路治水課	<p>生活道路等の要望については、『行田市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱』に基づき、事業評価を行っております。</p> <p>①木村会計事務所から二持田第二子ども広場までの道路改良事業はBランクとなっております。（道路改良事業におけるAランク10件、Bランク77件）</p> <p>②当該道路の水田沿いの側溝新設事業はBランクとなっております。（側溝新設事業におけるAランク1件、Bランク34件）</p> <p>生活道路等整備事業についてはAランクを最優先に行うとともに、市内全域のバランスを考え事業を実施しております。また、生活道路の事業評価は、限りある財源において公平に事業を実施するための制度です。本要望箇所については整備に至っておりませんが、事業評価や地域の均衡を勘案し順次対応してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
6	<p>空き家・空き地が多くなっている。所有者や管理する人がいても、家の垣根や雑草が伸び放題であり、これからは害虫が発生する。市から所有者へ通達しても、何も手を付けない。どうしたら良いか。</p>	環境課	<p>所有者が土地の適切な管理を行わない場合には、市から所有者に対し早急に改善するよう粘り強く指導を行っております。また、令和5年4月の民法改正により、隣地から越境した竹木については、①所有者に切除を催告したが、相当の期間内に切除しないとき、②所有者不明の場合、③急迫の事情がある場合などの条件を満たせば越境された土地の所有者が切り取ることが可能となりました。</p> <p>それぞれ個別の案件につきましては、市環境課へご相談いただくか、市で実施しております無料法律相談などを利用していただきますようお願いいたします。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
7	<p>本自治会は役員のみ手がなく、今年度の班長から1年交代で選ぶことになった。なお、ここに至るまで臨時総会を開くなど、決めるまでに大変な話し合いが持たれたようである。居住して2年余りで地域の事情についてわからないまま役をすることになった。前会長に相談しながら今に至っている。副会長は家庭や仕事があり、自治会の活動に関わってこなかったのが実情である。自治会活動の名のもとに各団体があるが、役員が手分けをして出席できる集まりには参加する程度である。</p> <p>自治会とは何か。何のために必要かを考えることから始めなければならないと思う。</p>	地域活動推進課	<p>全国的な課題として、少子高齢化に伴う担い手不足や地域住民の連帯感の低下が挙げられ、こうした背景から本市におきましても、自治会の運営がますます困難になっていると認識しております。</p> <p>一方、自治会は、防災訓練の実施、地域の美化活動、祭り等の地域行事の開催など多様な機能を持つコミュニティの核でもあり、地域社会に欠かせない存在です。</p> <p>市といたしましても、自治会連合会と連携し、自治会の負担軽減に向け、より具体的な支援策の検討を進めているところです。</p> <p>なお、自治会連合会総会時に「自治会運営における各種課題の解決に向けた意見集（行田市自治会連合会発行）」を配布しましたので、是非参考にさせていただきたいと存じます。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
8	<p>(要約) 義務教育学校設置に向けた説明会に参加したが、参加者数は7名と少なく、もっと多くの人に知っていただけるような方法をとるべきと思う。</p> <p>1、なぜ行田市全体を3校にしなければならないのか？教育委員会からは、20年後を見据えてのこととの説明があったが、必要に応じて小中学校を統廃合していくやり方や5校にするやり方もあると思う。それぞれのメリット、デメリットを比較検討して決めるべきではないか？通学のしやすさ、敷地の広さ、建設にかかる費用とその財源、それに伴う行田市民の税負担がどのくらいになるのかなど、比較できるように説明を求める。もし、既に比較検討しているのなら、その資料を公表してほしい。現在のところ、3校にする個別編でも費用や財源の説明は全くなされていないのも納得がいかない。</p> <p>2、3校にした場合のBブロックは行田中学校の敷地(24,078㎡)を候補地にしている。現在の行田中学校生徒数は226人だが、同じ面積に令和12年に1,598人を入れて開校する計画で、7倍以上の児童生徒が登校することになる。どう考えても狭すぎないか？是非、再検討をお願いする。</p> <p>3、先日の説明会では、Bブロックの義務教育学校の開校目標は令和12年となっており、詳細がはっきり決まっておらず説明も不十分な状態なので、令和12年よりも遅れる可能性があるのでは？と質問したところ、教育委員会は遅れる可能性を認めなかった。なぜ、そんなに頑なで拙速なのか？児童生徒の保護者の意見を丁寧に聞いて、余裕を持って進める事業ではないか？</p>	教育総務課	<p>1 児童生徒数の減少により、学校規模が小さくなることに伴い、教育活動を行う上で支障が生じています。そのため、一定規模を確保し、より良い教育環境と質の高い教育を実現するため、3校の義務教育学校に再編することを目指しています。その際、20年後もクラス替えが可能な学校規模を維持するという考えのもと、再編後の学校数を3校としたものです。仮に1校当たりの児童生徒数を少なくして設置する学校数を増やした場合は、一度再編しても短期間のうちに再び再編する必要が生じ、関係者に多大な負担が掛かることから、3校に再編することとしました。なお、敷地の選定や整備方法については、基本構想で定めることとしており、概算費用についても併せて検討していく予定です。</p> <p>2 Bブロックの候補地につきましては、現時点において、行田中学校の敷地、または新設が可能な場合は、佐間地区内の新たな土地を候補地としております。敷地の選定や整備方法については、基本構想で定めていく予定です。その際、子どもたちがゆとりを持って学校生活を送れるよう、学校の設置基準を踏まえながら整備方法を検討していきます。</p> <p>3 Bブロック新校は、令和12年度の開校を目指しております。児童生徒数の減少によって、教育活動に支障が生じている学校があることから、より良い教育環境と質の高い教育を実現するため、計画で示した開校スケジュールを目指して取組みを進めていく予定です。</p> <p>4 鴻巣市においては、設計・工事を進める上での基本的な考え方や指針を示す「川里地域小中一貫教育校の整備に関する基本構想・基本計画」を策定していますが、これに先立つ本市でお示ししているような学校再編計画は見受けられません。一方、本市では、令和5年度から約2年を掛けて、学校再編計画の骨子編、個別編を作成しており、その過程において、説明会や市民意見募集等の取組みを進めてきたところです。今後は、次の段階として、設計・工事を進める上での基本的な考え方や指針を示す基本構想を定めていく予定ですので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
8	<p>4、 鴻巣市の川里地域小中一貫教育校の基本構想・基本計画は平成23年頃から検討し始め、令和3年に鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会を立ち上げ、保護者等との意見交換やアンケート調査も行ない協議を重ね、令和6年3月にできたものである。13年かけて、基本構想・基本計画を丁寧に作っている。基本構想・基本計画ができあがってから7年後の令和13年4月に開校を予定している。</p> <p>行田市の場合は、基本構想・基本計画がいつできるかもわからない状態であるにもかかわらず、Bブロックにおいては令和12年に開校を目指すのは無理があると思う。しかも、児童生徒数は川里が721人に対してBブロックは1,598人で規模が2倍以上のため、川里以上に時間をかけてしかるべきである。</p> <p>さらに言えば、行田市は現在、保護者等との意見交換やアンケート調査及び協議が十分にできておらず、現在、敷地が確定しておらず、建物の構造も公表できず、どれくらいの費用がかかるかも明示できず、財源も明らかにできない状態である。</p> <p>川里地域小中一貫教育校の基本構想・基本計画をしっかり読んで学んでほしい。川里は建設費用は解体費含めて約100億円である。行田市Bブロックは川里の2倍の児童生徒数から推測して200億円近くになると思う。川里の3分の2の敷地に2倍以上の児童生徒数を入れる計画である。川里と比較して行田市は生徒のことを十分に考えていない。また、建設費用の財源やそれに伴う市民の負担も不安にならざるをえない。</p>	教育総務課	

No.	意見・要望等	所管課	回答
9	<p>市内の道路、歩道等に雑草が生い茂っているのが目立つ。観光を呼び掛けている場所だけきれいにするのではなく、もっと市内全体をきれいにしたい。</p>	道路治水課	<p>市道の除草については、市民の皆様からの通報や道路パトロール等により、現地を確認し、必要に応じて、業者に委託しております。</p> <p>しかし、道路や水路に雑草が繁茂する時期は、毎年、市民の皆様から多くの除草要望が集中するため、除草作業を実施するまでに不測の日数を要しております。</p> <p>今後も、快適な生活環境と安全確保のため、地先管理等、皆様のご協力をいただきながら、適正な維持管理に努めてまいります。</p>
10	<p>【2023年/2024年と復活した「行田市民体育祭」制度の廃止を要望する】</p> <p>熊谷市や羽生市等は、既に「市民体育祭」は廃止している。すでに各地域の住民の高齢化に伴い、参加者が難しくなっている。行田市スポーツ協会の会長（市長）が、廃止を決断してほしい。</p> <p>今後、行田スポーツ協会が体育祭を廃止にすれば、地区体育祭も廃止になる。</p> <p>また、行田スポーツ協会のあり方を、再考すべきである。</p>	スポーツ振興課	<p>市民体育祭は、健康の保持増進はもとより、市民相互の連帯意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図る取組の一つと考えております。その一方で、少子高齢化の進展に伴い、地区によっては参加者の確保が難しくなっていることも認識しております。</p> <p>こうしたことから、昨年度に主催者である行田市スポーツ協会において、市民体育祭のあり方について検討いただきました。この結果、昨年度の市民体育祭は、競技種目や人数、終了時間の前倒しなど大幅に見直しを図り開催いたしました。今年度も前回大会と同規模で開催することとしておりますが、今後につきましても、各地区の地域事情を踏まえるとともに、熊谷市や羽生市など他の自治体の状況も参考にしながら、引き続き市民体育祭のあり方について検討してまいります。</p> <p>また、行田市スポーツ協会につきましては、今後も引き続き、皆様のニーズを把握しながら、各種スポーツ団体等の健全な育成に努めるとともに、本市のスポーツ振興と市民の体力向上、健康増進に寄与するための活動を推進してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
11	<p>【これまでに依頼（提出）した要望書への対応（正式回答）が、非常に遅い。】</p> <p>①12年前の2013年（平成25年6月）に要望書を提出した、「通学道路に側溝を新設する・道路工事」が、やっと今年（2025年2月）にスタートして完了した。あまりにも対応が遅い。道路治水課に改善を求める。</p> <p>②2019年（令和元年6月）トヨタ様の新車置き場と隣接する市有地の東側と北側の道路に排水溝を設置して舗装を要望したが、今だに未処理。今年（2025年3月）に担当の治水課に確認したら、約2年前に「土地の所有者と土地の境界線の問題で、作業が中断しているとのこと。この場所は小学生の通学道路で、雨が降れば、雨水が溜まり、交通安全性上の危険性があるので、大至急の対応をしていただきたい。</p> <p>③園部クリーニング様北側の道路はファイブ・イズ・ホーム様展示場までの間は、排水溝・舗装ともに簡易な状態のため、しっかりとした適切な整備を実施してほしい。</p> <p>④川島倉庫の南側水路に沿った道路側やトヨタ様新車置き場の南側水路の沿った道路側などは、当自治会が「道路等の里親」として登録されているが、これを辞退するので、街路樹を撤去し舗装を実施してほしい。</p>	道路治水課	<p>生活道路等の要望については、『行田市生活道路等の整備に係る要望の事業化に関する事業評価等実施要綱』に基づき、事業評価を行っております。</p> <p>①平成25年に持田長町自治会、持田砂原自治会より要望書をいただき、令和2年度に現況測量、境界確認、設計業務を実施し、令和6年度に整備を実施しました。要望から12年という長期の期間を要し、皆様にご不便をおかけしたことについてお詫びします。</p> <p>生活道路の事業評価は、限りある財源において、公平に事業を実施するための制度ですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>②トヨタ新車置き場北側の市道第6.3-214号の道路改良事業は道路側溝を官民境界沿いに敷設するため、境界確認を実施しました。この境界確認において権利者との立会が不調となり、計画が中止しております。小学生の通学路であり、交通安全上の危険があるとの意見を踏まえ、地権者の合意が得られ次第、事業を推進してまいります。</p> <p>③園部クリーニング様北側の道路につきましては、度々舗装に穴が空く等、通行する皆様に御迷惑をおかけしております。既に付近の方々から要望をいただいていることから、事業評価に基づき事業の進捗に努めてまいります。</p> <p>④持田長町自治会様におかれましては、平成28年4月より道路等の里親として、道路の環境美化にご尽力賜り感謝申し上げます。</p> <p>街路樹については、記録等がないことからはっきりとしたことはわかりませんが、「道路里親の申出」があった際、地元地域において植栽したものと当時の担当者から伺っております。そのため、撤去につきましては、別途協議をお願いしたいと存じます。</p> <p>また、舗装等道路整備については、「生活道路等の事業評価制度」に基づき、検討いたします。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
12	<p>【行田市から土地の貸し付けを受けている「自治会館の土地貸付料」の免除（無償）を要望する】</p> <p>これまで約20年間で「約180万円以上」納めているが、自治会館は住民の自治会活動に使用し、営利目的でないため、今後は特例として免除（無償）して頂きたい。現行の制度で「50%の削減」をしていただいているが、自治会の負担も大きいため、免除（無償）になるように再度の御検討をお願いします。</p>	財産管理課	<p>市内自治会集会所用地につきましては、市が自治会に市有地を貸し付けている例や、自治会が認可地縁団体の認定を受けるなどして、自ら民間の土地を調達している例などがございます。この内、市有地の貸付においては、区画整理事業や自治会等からの寄附など、取得経緯により無償としているケースもございますが、原則として減額による有償貸付としています。</p> <p>自治会が集会所用地として市有地を借り受けたいと希望された場合でも、市有地は市内に均等に存在しているものではないため、借り受けられる自治会と借り受けできない自治会が生じてしまいます。</p> <p>市有地を無償で貸し付けた場合、自ら土地を調達している自治会や希望する市有地がない自治会との間で不公平が生じる可能性があることから、貸付料の免除は難しいものと考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
13	<p>【ゴミ処理の有料化についての提言】</p> <p>廃棄するゴミを削減するためと、ごみ排出者に認識してもらうために、ゴミ処理の有料化を提言する。</p> <p>① 粗大ゴミの有料化を実施する。（例：1点/100円、粗大ゴミ処理券を発行する）</p> <p>② ごみ処理工場（小針クリーンセンター）への持込みを有料にする。（例：10kg=100円とする）</p> <p>③ 今後、新規に作成・販売する予定の「ごみ袋」に、「自治会名、班名、ごみを出した方の氏名」を記入する欄を設ける。そして「記入」を条例で義務づける。</p>	環境課	<p>羽生市と共同で進めている新ごみ処理施設の建設に向けた同市との話し合いの中で、新ごみ処理施設稼働に伴う家庭ごみの有料化は行わないことで一致しており、本市において当面の間、ごみ処理の有料化を行う予定はございません。しかし、有料化がごみの削減の有効な手段の一つであると認識していることから、先行自治体の事例について調査・研究してまいります。</p> <p>また、ごみ袋に氏名等の個人情報を記入していただくことにつきましては、プライバシーの問題が生じることから、導入を慎重に検討すべきものであると考えております。</p>
14	<p>自治会内の高齢化が進んでおり、世帯主は70・80歳代が多くなっている。班長はできるがその他の役割は困難であるとの意見が多くなった。保健協力員は廃止されたが、その他市から自治会に依頼されている推薦職もあり、班長の役割の軽減を図るため、選出人数を縮小化したい。</p>	地域活動推進課	<p>人口減少や少子高齢化の進行により、地域活動の停滞や役員の担い手不足が懸念されるなど、安定した自治会活動の継続と運営体制の確保が喫緊の課題となっている中、市が依頼している民生児童委員、地域包括支援センター相談協力員等の推薦や各種任意団体の人選の御苦労につきましては、市としても十分に認識しております。</p> <p>現在、行田市自治会連合会では、理事の皆様を中心に、自治会推薦職の取扱いや自治会加入率等の問題の解決に向けた検討を進めております。市といたしましても、各委員会等における自治会からの推薦枠の見直しを行う中で、各機関の役職が過度な負担とならず、自治会が本来の自治組織としての役割を果たし、維持し続けられるよう、自治会連合会と連携しながら負担軽減に向けた協議を進めてまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
15	<p>【公園の樹木の定期的な選定をお願いしたい】</p> <p>前年度は枝の長さを調整していただいたが、再び高木の枝が電線より上に伸びてしまっている。高い部分の剪定も年1回お願いしたい。また、砂原公園東側の銀杏の木の本数を半分ほどにしてもらいたい。銀杏の落ち葉が公園や道路の反対側や周辺に散らばり、掃除が大変である。高齢化で落ち葉の掃除が負担になっている。</p>	都市計画課	<p>公園内の高木の樹木剪定につきましては、多数のご要望をいただいております。現地確認を行い、繁茂状況や周囲への影響等を考慮し順次対応をしておりますが、全てのご要望について対応ができておらず、年1回の定期的な剪定等は難しい状況です。引き続き、各自治会の皆様からのご要望を踏まえ、周辺への影響や緊急度等を総合的に勘案し順次、専門業者による対応をまいりますので、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>なお、砂原公園内東側の銀杏につきましては、比較的高さが低いことから、自治会の皆様と調整し、公園作業員による伐採を進めてまいります。</p>
16	<p>毎月第1月曜日に危険物回収があるが、未使用の花火を危険物として回収してほしい。</p>	環境課	<p>未使用の花火は、収集運搬の段階で発火する危険性があることから集積所へ出すことはできません。小針クリーンセンターへ直接搬入していただければ引き取ることが可能ですので、お手数をお掛けいたしますが、花火が発火しないよう水に十分浸してから同センターへ持ち込んでいただきますようお願いいたします。なお、搬入の際は、窓口で未使用の花火を処分したい旨を職員にお伝えください。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
17	<p>【ごみ集積所について】（要約）</p> <p>ごみ集積所は市が所有し管理は衛生協力を通じて自治会に委託していると認識しているが間違いないか。</p> <p>現状の問題点は以下のとおりである。</p> <p>①自治会非加入者は自治会費を払っておらず不公平感が否めない。行政としてどう考えるか。不公平感を払拭するため行政が非加入者から直接衛生協力会相当額を徴収する必要があると思う。</p> <p>②非加入者には回覧板が回らず行政からの案内も目にする機会が少なく、ルール遵守の徹底が難しい。行政はどのようにルールの遵守を徹底させているのか。また、新住民に対して市はごみ集積所の利用をどのように説明し市民が不公平にならないように取り組んでいるのか。</p> <p>③粗大ごみやリサイクルは非加入者は当番をしておらず不公平である。行政はどのように対処するのか。</p> <p>④ごみが道路に散乱している場合や回収されず残っている場合、誰がどのように対応すればよいのか。行政は対応マニュアルを用意して住民に周知しているのか。また、新築分譲など、いつ入居するかわからないのでごみ集積所の説明や自治会の勧誘が困る。行政から何か良い方法をいただきたいが、自治会用の対応マニュアルは用意しているのか。</p>	環境課	<p>ごみ集積所は、基本的に地区の住民（衛生協力会や自治会等）が場所を選定し、あるいは住宅販売メーカー等が開発行為によって用意したものを地区衛生協力会長名で市に申請し、申請に基づいて市が許可しているものです。そのため、ごみ集積所の用地は市有地や民地など集積所により異なります。</p> <p>ごみ集積所の利用を巡っては、全国各地でさまざまなトラブルが生じており、一律に解決することが難しい課題です。</p> <p>市といたしましては、市民の皆様に対して自治会加入を推進している立場である一方で、自治会未加入者に対しても一定の配慮が必要となることもあり、さらに、それぞれの集積所は成り立ちや管理状況などが異なることから、個別に双方の意見を伺いながら調整に努めております。</p> <p>今回、いただきました解決策などのご提案につきましては、すでに市民のご協力を得て行っている取組みもございますが、直ちに実施することが難しいものもございます。お寄せいただいた貴重なご意見や他の自治体の取組みを参考にしながら引き続き調査研究してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
17	<p>新しいごみ処理場の開設にあわせ、次のことを行政が実施したらどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所がごみ関連の配布物をすべての住民に配付する。 ・市役所がすべての住民からごみ集積所の管理費を徴収する。 ・市役所はすべての住民にごみ集積所を割り当てる。 ・自治会は割り当てられたごみ集積所を監視し、ルールを遵守しない住民を市役所に報告する。 ・市役所は自治会から報告を受けた住民に対して指導要請を行い理解を得る。 <p>これからの世の中は自治会離れ、高齢化が進むと予想され、この提案は有効と考える。</p> <p>この提案は、自治会を迂回せず、無断な金銭や書類のやり取りが排除され、市役所自体も効率的に運営され、自治会や住民も個人的な時間が増えて国民全体が活性化するのではないか。</p> <p>行政が楽をすると国民は苦しい。国民が楽をすると行政は苦しいと考えるが、現在のごみ集積所の問題は国民と行政のどちらが苦しい立場になっていると考えるか。</p>	環境課	

No.	意見・要望等	所管課	回答
18	<p>【デマンドタクシーについて】</p> <p>利用方法を以前に戻してほしい。以前は通院の際、往復ワンコインが可能であり、帰りは診療終了後、電話をすれば迎えにきてくれた。現在は、診療終了時刻があらかじめわからないので、帰りは普通料金で帰宅しなければならない。</p>	交通政策課	<p>デマンドタクシーは、75歳以上の高齢者、もしくは障がい者の方がタクシーを利用された場合にタクシーメーター料金に並び500円～2,000円の利用料を負担いただいておりますが、車両台数に限りがある中、貸切型の運行である本事業は、輸送力の点で課題がありました。しかし、深刻化する運転手不足の影響で、タクシーの運行台数を増やすことは困難な状況です。</p> <p>こうした中、市民の皆様の多様な移動ニーズにお応えできる新たな移動手段として、同じ時間帯に同じ方向へ移動する複数人を輸送することができる乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」の運行を本年1月から開始しました。</p> <p>「うきしろ号」は、本年12月までを実証運行期間とし、様々なご意見を踏まえ、随時見直しを行うこととしております。1月の運行開始以来、通院時に利用する際、診療終了時間を予測できないため、利用しづらいというご意見を多くいただいていたため、先月から予約締切時間を90分から45分へ短縮する見直しを行いました。</p> <p>今後も、随時必要な見直しを行い、幅広い層の方に安心して利用いただける「うきしろ号」を目指すとともに、「マイカーがなくても移動できる行田」に向け、取り組んでまいります。</p>
19	<p>個人住宅への防犯カメラの設置は助成金が申請できるが、自治会での申請はできないのか。町内の入口など自治会で検討したい。</p>	地域活動推進課	<p>令和6年度から警察と協議を行い、市内各所の主要交差点に街頭防犯カメラの設置を順次進めており、今年度につきましては、利根大堰交差点付近、総合公園前交差点付近、北河原交差点付近、ドン・キホーテ交差点付近、下須戸交差点付近に設置を進めているところです。街頭防犯カメラにつきましては、地域から設置の要望があった場合は、来年度の設置に向け、警察と協議させていただきます。要望は、地域活動推進課で承ります。</p> <p>また、自治会が設置する防犯カメラの補助については、他自治会からも同様の要望をいただいていることから、先進事例等を参考に調査研究してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
20	<p>自治会長あての文書の電子版を、市ホームページで公開してもらえないか。スキャナで読み込み保管している。電子メールでの送付を依頼しているが、送受信のトラブルの不安があるため、ホームページにも掲載してほしい。</p>	<p>地域活動推進課</p>	<p>市では、自治会におけるDX化に向けて、準備を行っており、その一環として、自治会長あての文書の電子化も検討課題の一つとなっております。具体的な掲載方法など今後の対応について検討してまいります。</p>
21	<p>行田市消防署西分署と大野建設との間にある交差点において、交通トラブルが多く、課題が見受けられる。改善の検討をお願いしたい。</p> <p>カーブミラーが少ないので、設置してほしい。</p>	<p>交通政策課</p>	<p>ご指摘を受け、現地確認を行ったところ、停止線や横断歩道、「止まれ」の路面標示の劣化を確認いたしました。停止線や横断歩道の修繕につきましては、県公安委員会が行うこととされているため、市から行田警察署へ要望いたしました。「止まれ」の路面標示につきましては、市において修繕を速やかに実施いたします。</p> <p>また、カーブミラー（道路反射鏡）につきましては、「行田市道路反射鏡設置基準」に基づき、設置の可否を判断しております。同基準では、「車両等の運転者又は歩行者が、優先道路の車道内に進入しなければ、優先道路を走行する車両等を確認できない箇所」に設置するとされておりますが、ご指摘の交差点では、現地確認の結果、停止線で一時停止し、ゆっくり優先道路手前まで進んでいただくと車両等を確認できるため、カーブミラーの設置は行わないことといたします。</p> <p>今後も、市民の皆様の安全・安心のため、関係機関とも連携しながら、交通安全対策に努めてまいります。</p>